

漁業法第32条第2項の規定により京都府知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針

第1 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）を除く。）

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）を除く。以下第1において同じ。）に係る漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の1から2までに定めるとおりとする。

1 法第32条第2項第1号に掲げる場合

(1) 法第32条第2項第1号に掲げる場合において、知事が行う助言又は勧告は、次の表のとおりとする。

知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	当該知事管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者に対して知事がする助言又は勧告の内容
90パーセントを超えたとき	当該知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の急激な積み上がりを避けるような措置を実施するように助言する。
95パーセントを超えたとき	当該知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超過することを未然に防止するような具体的な管理措置を実施するように勧告する。

(2) 前号の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると知事が認めるときは、この限りでない。

ア 特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合

イ 当該知事管理区分における当該特定水産資源の採捕をする者の全てが同一の法第124条第1項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）に参加している場合であって、当該認定協定の内容及び当該特定水産資源の採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度の末日までに当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

2 法第32条第2項第2号に掲げる場合

(1) 法第32条第2項第2号に掲げる場合において、知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

1つの特定水産資源に係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	当該全ての知事管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者に対して知事がする指導の内容
90パーセントを超えたとき	当該特定水産資源に係る全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、法第33条第2項第2号の規定による採捕の停止を命令する可能性があることから、当該特定水産資源の採捕を抑制するように指導する。

- (2) 前号の規定にかかわらず、特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

第2 くろまぐろ（小型魚）

くろまぐろ（小型魚）（第2において単に「くろまぐろ」という。）に係る法第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の1から2までに定めるとおりとする。

1 法第32条第2項第1号に掲げる場合

- (1) 法第32条第2項第1号に掲げる場合において、知事が行う助言、指導又は勧告は、次の表のとおりとする。

知事管理区分におけるくろまぐろの漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	当該知事管理区分においてくろまぐろの採捕をする者に対して知事がする助言、指導又は勧告の内容
70パーセントを超えたとき	次の措置を実施するように助言する。 【定置漁業】 ・網起こし回数の削減、1日当たりの漁獲上限の設定、生存個体の放流など、くろまぐろの採捕量の削減策を講じる。 【漁船漁業等】 ・操業時間短縮、操業回数（日数）抑制、生存個体の放流など、くろまぐろの採捕量の削減策を講じる。

80パーセントを超えたとき	<p>次の措置を実施するように指導する。</p> <p>【定置漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・網起こし回数のさらなる削減、1日当たりの漁獲上限の引き下げ、生存個体の放流など、くろまぐろの採捕量のさらなる削減策を講じる。 <p>【漁船漁業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くろまぐろを目的とした操業の自粛、生存個体の放流など、くろまぐろの採捕量のさらなる削減策を講じる。
90パーセントを超えたとき	<p>次の措置を実施するように勧告する。</p> <p>【定置漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・網起こし回数のさらなる削減、1日当たりの漁獲上限の引き下げ、全ての生存個体の放流など、くろまぐろの採捕量のさらなる削減策を講じる。 <p>【漁船漁業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くろまぐろを目的とした操業の自粛、全ての生存個体の放流など、くろまぐろの採捕量のさらなる削減策を講じる。

(2) 前号の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると知事が認めるときは、この限りでない。

ア くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合

イ 当該知事管理区分におけるくろまぐろの採捕をする者の全てが同一の認定協定に参加している場合であって、当該認定協定の内容及びくろまぐろの採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度の末日までに当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

2 法第32条第2項第2号に掲げる場合

(1) 法第32条第2項第2号に掲げる場合において、知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

くろまぐろに係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	当該全ての知事管理区分のいずれかにおいてくろまぐろの採捕をする者に対して 知事がする指導の内容
90パーセントを超えたとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、法第33条第2項第2号の規定による採捕の停止を命令する可能性があることから、くろまぐろの採捕量の削減策を講じるように指導する。

- (2) 前号の規定にかかわらず、くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りではない。

第3 くろまぐろ（大型魚）

第2の規定は、くろまぐろ（大型魚）に係る法第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告について準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この指針は、令和4年2月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和6年3月31日までの間における第1の1（2）イ及び第2の1（2）イ（第3において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「同一の法第124条第1項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）」とあるのは「同一の法第124条第1項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）又は資源管理指針・計画作成要領（平成23年3月29日付け22水管第2354号水産庁長官通知）に基づき水産庁長官又は都道府県知事の確認を受けた資源管理計画（以下「資源管理計画」という。））」と、「同一の認定協定」とあるのは「同一の認定協定又は資源管理計画」と、「当該認定協定」とあるのは「当該認定協定又は当該資源管理計画」とする。